

1. 会社に組織変更できる組合の種類・組織変更後の会社の種類

Q 株式会社への組織変更ができるのは、どのような種類の組合ですか。
また、組織変更後の会社の種類は限定されていますか。

A

(1) 株式会社へ組織変更できるのは、事業協同組合、企業組合、協業組合の3つの組合です。

(2) 組織変更後の会社は、株式会社に限られています。

中小企業団体の組織に関する法律

(組織変更)

第100条の3 事業協同組合、企業組合又は協業組合（以下この節において「組合」という。）
は、その組織を変更し、株式会社になることができる。

(3) ただし、従来の法制度で、事業協同小組合は、協業組合に組織変更することができます（中小企業団体の組織に関する法律第95条）ので、一旦、協業組合に組織変更した後、さらに会社に組織変更することができます。

商工組合についても、同様に、事業協同組合に組織変更することができます（中小企業団体の組織に関する法律第96条）ので、一旦、事業協同組合に組織変更した後、さらに会社に組織変更することができます。

(4) 信用協同組合は、組織を変更して普通銀行、信用金庫、労働金庫になることができます（金融機関の合併及び転換に関する法律第4条）。

(5) 火災共済協同組合、協同組合連合会、商工組合連合会は、会社に組織変更することはできません。